

港区立北青山高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京聖労院（以下「乙」という。）は、港区立北青山高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関して、令和4年4月1日に締結した「港区立北青山高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

1 原協定書第17条第2項を次のように改める。

（本施設の改修等）

第17条

- 2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

2 原協定別添「業務基準書」を次のように改める。

項番4（4）ア 施設及び付属設備の管理に関する業務

（オ）震災・風水害及び新型インフルエンザ等が発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」を踏まえ、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。

3 原協定別添「業務基準書」に次を加える。

項番5（2）ウ 防災・危機管理対応

（エ）災害等に際して、従事職員及び一時的に施設に滞在することになった利用者（並びに入所者）の食料や飲料水等（3日分を目安）を購入し、適切に管理すること。指定期間満了時において消費期限を超えていない物資については、次期指定管理者に引き継ぐこと。

4 原協定別添「業務基準書」を次のように改める。

項番5（5）表11（3）

上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円を超えるもの）

(4)

上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円以下のもの）

5 本変更協定書に定めのない事項又は本変更協定書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

6 本変更協定書は令和8年4月1日から適用する。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港区長 清 家 愛

乙 清瀬市中里五丁目91番2号
社会福祉法人東京聖労院
理事長 山 田 秀 昭